

職員団体(全労働省労働組合秋田支部)交渉議事概要

秋田労働局当局(以下「当局」)は、令和7年10月9日午後5時45分から全労働省労働組合秋田支部執行委員長(以下「支部」)と交渉を行いました。

交渉の概要は、以下のとおりです。

【支部】

1 労働行政体制の拡充について

労働行政の役割に相応しい体制を確保するため、非常勤職員を含めた労働行政職員を大幅に増員していただきたい。また、窓口取扱時間(受付時間)の設定部署を拡大していただきたい。

2 賃金の改善等について

一時金の支給月数の引上げや寒冷地手当の支給改善を含め、公務員賃金を職員の生活と労働の実態に相応しい水準に改善していただきたい。

3 都道府県労働局のあるべき人事制度について

専門性の維持・向上のため技官の採用を再開していただきたい。また、基準系事務官の十分な採用数の確保と労働基準監督官や均等系統職員のキャリアパスを明確にしていきたい。

4 定年延長を始めとする高齢期雇用の課題について

定年年齢の引き上げに関わって、60歳を超える職員の賃金を引き下げることは明白な年齢差別であることからこれを行わず、職務・職責に応じた水準とし、かつ高齢期にふさわしい生活が維持できる水準としていただきたい。

5 人事異動期の諸課題について

高額な引越費用を負担している職員に対して早期の赴任旅費の支給を行っていただきたい。また、移転料について、3者見積もりの取扱いなど支給要領のさらなる改善をお願いしたい。

6 労働条件、職場環境の改善について

旅費について、級による差別を解消するとともに、日帰り出張における日当を支給していただきたい。

7 秋田支部独自要求について

現在支給対象外となっている男鹿市及び由利本荘市も、県内他地域と冬季間の費用負

担が生じていることから寒冷地手当を支給するようにはしていただきたい。また、物価、燃料高騰に見合った支給金額の増額をお願いしたい。

【当局】

1 労働行政体制の拡充について

現状の定員数では十分とは言い難いものと認識しており、厚生労働本省としても必要十分な定員の確保に省を挙げて取り組むと聞いていることから要求の趣旨を上申したところである。

また、窓口取扱時間(受付時間)の設定部署の拡大については、制度に関わる要求であり、小職の権限を越えるものであることから要求の趣旨を上申したところである。

2 賃金の改善について

賃金は労働条件の基本であり、職員及びその家族の生活を支えるものであることから、物価が高騰するなか職員が安心して職務に精励できる水準が求められると考えている。労働に相応しい賃金を求めるのは労働者として当然の要求であり、要求の趣旨を上申したところであるが、関係機関へも改善の必要性を訴えてまいりたい。

3 都道府県労働局のあるべき人事制度について

基準系事務官については、今後も関係機関に働きかけを行い継続的な採用に努めてまいりたい。キャリアパスの的確な構築については、技官の採用再開とともに理解できる要求であるが、制度に関わる要求であり小職の権限を越えるものであることから、要求の趣旨を上申したところである。

4 定年延長をはじめとする高齢期雇用の課題について

60歳を超える職員の賃金を引き下げることは、職員の勤務意欲、士気の低下を招くものであり受け入れ難いものと理解するが、制度に係る要求については小職の権限を越えるものであることから、その趣旨について上申したところである。

5 人事異動期の諸課題について

赴任旅費については早期支給に向けた予算確保に尽力してまいりたい。

6 労働条件、職場環境の改善について

制度に関わる要求であり、小職の権限を越えるものであることから要求の趣旨を上申したところである。

7 秋田支部独自要求について

冬季の費用負担は御指摘のとおりと考えている。寒冷地手当については貴支部だけで

なく両市に所在する分会からも同様の要求があったと上申を受けており、極めて重要な要求として本省へ伝えたほか、昨年度に引き続き、来る12月9日に人事院東北事務局長へ要請を行うこととしている。また、各分会からの独自要求については、それぞれの管理者から上申を受けており、対応可能な要求も含まれていたことから、緊急度等を勘案しながら実現に向けて取り組んでまいりたい。